

経営委員会 御中

平成 21 年 4 月 28 日

監査委員会活動結果報告書

(年金委員会の運営及び危機管理体制に関する調査報告書)

選定監査委員

井原 理代

選定監査委員

岩崎 芳史

選定監査委員

小林 英明

第 1 年金委員会の運営について

1 調査の経緯

第 31 回監査委員会（平成 21 年 3 月 10 日開催）において、労務・人事室の担当者から年金委員会の運営について説明を受けるなどの調査をした。

その結果、平成 20 年 5 月 30 日付第 49 回年金委員会において、目標利回り達成のために、年金資産の配分を国内の債券の一部を外国の株式へ移行させ外国株式の割合を増やす旨の決定がなされたが、この年金資産の配分の移行を決めた年金委員会は、いわゆる持回りの書面決議によりなされたことが明らかになった。

一方、監査委員会において職員退職年金制度規程（以下、「規程」という。）を確認したところ、同第 14 条には、「この制度（年金制度）の適正な運営を期すために年金委員会を設ける。」、「年金委員会は、次の事項について審議する。」と定められ、年金資産の運用は年金委員会で決定することとなっていた。

これらの調査を受けて、監査委員会は、年金委員会の各委員が一堂に会することがない形で意思決定が行われる年金委員会の運営には問題があるのではないかとの認識に至り、資料の収集や関連部署からの報告を経て第 33 回監査委員会（平成 21 年 4 月

13日開催)において、会長及び年金委員会の委員長である今井副会長、委員である関根理事、平成20年6月まで委員であった八幡理事から年金委員会の運営状況等についてヒアリングを行った。

2 調査内容

(1) 年金委員会および小委員会の運営状況

年金委員会の構成員は、副会長、協会選出委員5名、組合選出委員5名となっており、その下に年金の運用の実質的な議論を行う小委員会（年金管理委員会と呼称されている。）が設けられている。

このうち年金管理委員会は、担当理事、協会選出委員5名、共済会選出委員5名で構成され、組合側委員はいない。

また平成20年5月30日の時点での年金委員会の委員長は今井副会長であり、協会選出委員は、関根労務担当理事、八幡経理担当理事、人事総務局長、人事部統括担当部長、経理局長であり、年金管理委員会の担当理事は関根理事であった。

年金委員会は、昭和39年の制度発足以来、計49回開催されてきたが、委員が一堂に会して合議したのは最初の4年間（4回）のみであり、その後は書面を持ち回って各委員が了承し押印する、いわゆる持回り方式で運営されていた。

年金管理委員会は、年金制度の改廃以外の運用（例えば目標利回り、資産配分、管理体制）に関する事項を審議するために開催され、その審議結果は年金委員会に書面をもって提出されていた。第49回年金委員会においては、年金管理委員会は、「資産配分（アセットアロケーション）の見直し」として、外部コンサルタントのアドバイスやセカンドオピニオンを求めた上で、ミドルリスクの観点から審議を重ね、目標利回り達成に向けて一層の収益向上を図るため、国内債券から外国株式に一部移行させ外国株式の割合を増やすことを提案している。年金委員会の各委員は平成20年5月30日から同年6月9日までの間に、上記提案について担当職員から適宜説明を受けた上で、その内容を了承した旨の押印をしている。これをもって第49回年金委員会が開

催され、年金資産の配分の見直しについて決議がなされたという取扱いとされていた。

なお、制度の改廃に関する事項については、年金委員会の下に別的小委員会、「労使間の補完小委員会」と呼称されている。) が設けられている(規程第14条第5項、第20条)。

(2) 問題点の所在および監査委員会の対応

上記ヒアリングの対象者らは、年金委員会の各委員が一堂に会して合議することなく、いわゆる持回りの書面決議で意思決定をしていた理由として、過去このような取扱いで具体的な問題が生じたことがなかったこと、長年の慣行として行われていたこと、各委員は担当職員から小委員会の審議内容の説明を受けた上でその内容を了承していたこと等をあげる。

しかし、上記規程には、「年金委員会は、次の事項について審議する。」と定められていること、この規程の趣旨は、合議体を設置し、協会側と労働組合側のそれぞれの代表者である委員が責任を持って議論し、意見を交換して、労使が納得の上、対象となる事項について最善の意思形成をなすことにあるところ、委員が一堂に会して合議していればさらなる議論が進み、持回りによる書面決議とは異なった決議がなされた可能性も否めないこと、持回りで決議せざるを得ないような特段の事情もないこと等に照らすと、このような年金委員会の運営方法は、上記規程の趣旨からして望ましくないものであることは明らかであるし、上記規程に違反している疑いも完全には払拭できないものと思料する。

もっとも、前述のとおり、このような年金委員会の運営は、長年の慣行となっていたこと、これまで年金管理委員会において議論した結果を基に作成された書面について、各委員が担当者からの説明を受けて、その内容を了承して押印していると窺えること、ヒアリング対象者らは今後は持ち回りの慣行を改めるべきと認識していると述べていること等を考慮すると、一概に規程違反と断定することは難しく、年金委員会の関係者及びそれに関連する執行部の役員の責任を追及することまでは必要ないと考える。

監査委員会としては、上記規程に従い、今後は委員会を現実に開催し、一堂に会して議論をし、各委員の意見を出し合った上で意思形成をするなど、年金委員会の運営の現状を改善すべきと考える。これについて、ヒアリング対象者らは、今後は持ち回りの慣行を改めるべきと認識し是正するという見解を示していることから、了することとした。

なお、今回の問題を受けて、会長は、協会内における他の委員会等の運営についても調査し、その方法等が諸規程に違反し、または形骸化している例がないかを確認し、万一そのような例が認められたときは、監査委員会に対してその旨を直ちに報告するとともに、早急に改善すべきと考える。

第2 危機管理体制について

1 調査の経緯

平成21年2月22日に発生した福岡放送局放火未遂事件について、会長への連絡が遅れたことが第1089回経営委員会（平成21年2月24日開催）において明らかになった。

監査委員会は、第33回監査委員会（平成21年4月13日開催）において危機管理体制について、会長及び担当の八幡理事等のヒアリングを行った。

2 監査委員会の対応

会長らが監査委員に対し今般明らかになった、危機事態発生時における会長への連絡方法についての問題点とその改善方法について説明したのを受けて、監査委員会はその説明を了承した。

以上